

(令和6年12月24日現在)

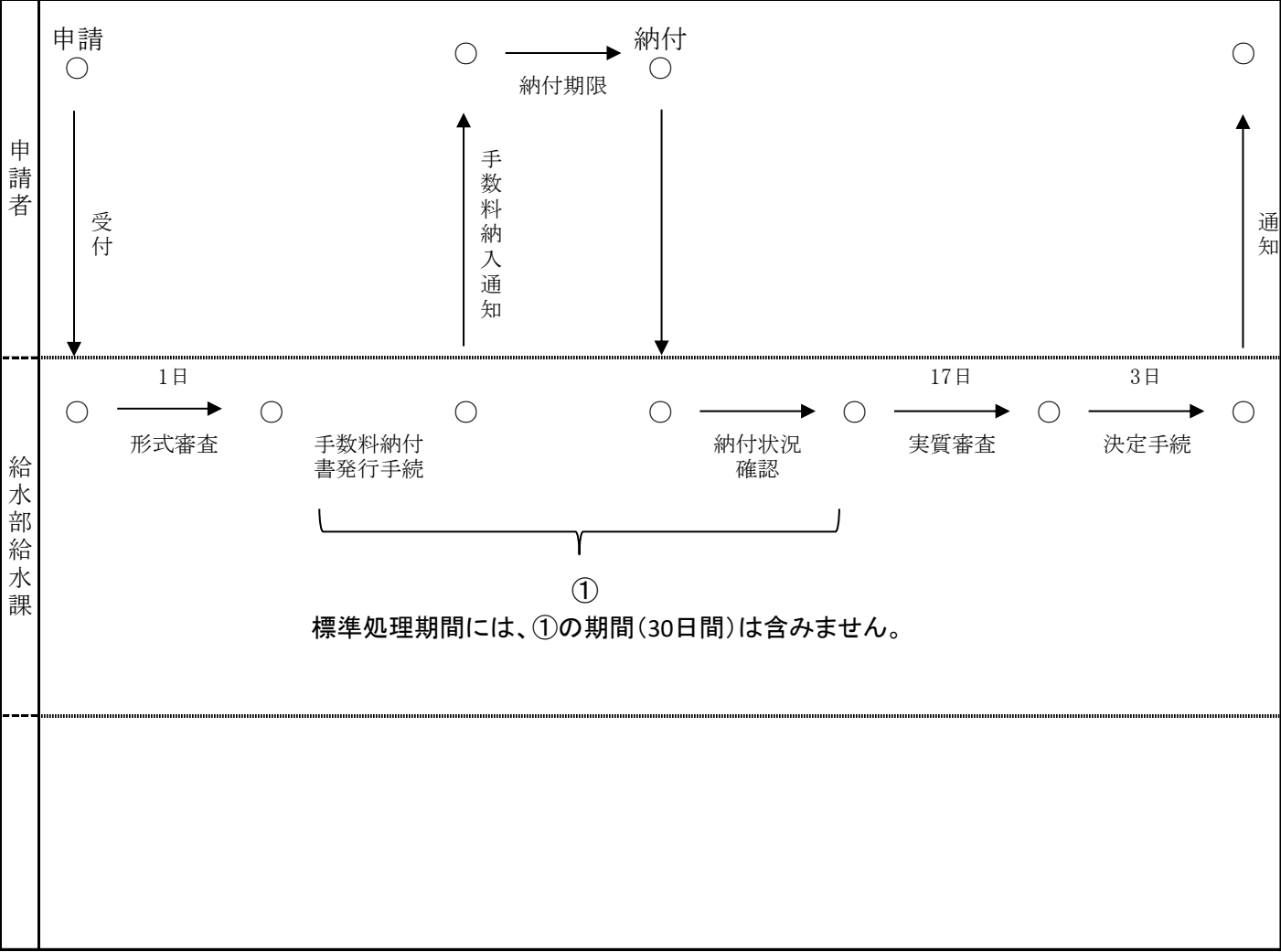
事務処理フロー図

事務名	東京都指定給水装置工事事業者の指定の更新
根拠法令	東京都給水条例第6条第3項

作成部署 水道局給水部給水課指定事業者担当 電話03-5320-6434

標準処理期間計	21日
---------	-----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	書類に記載漏れがないか、添付書類がそろっているか等を審査します。
2	手数料納付書発行手続	手数料の請求について決定し、手数料収入の調定登録等、納入通知書兼納付書を発行するための事務手続を行います。
3	手数料納入通知	手数料の納入について、申請者に通知します。
4	納付	申請者が、手数料を納付します。
5	納付状況確認	納付日から概ね8営業日後以降に、水道局において納付確認が可能となります。
6	実質審査	申請書の内容について法の指定要件を満たしているかどうか審査します。
7	決定手続	指定の更新について決定します。
8	通知	申請者に通知します。